

さ情審査答申第173号  
令和元年9月30日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 池 上 純 一

### 答 申 書

平成31年2月5日付けで貴職から受けた、「大宮駅東口大門町2丁目中地区第一種市街地再開発事業国庫補助要望調書 平成30年6月版」（以下「本件対象行政情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成30年9月19日付け都都心大東第1229号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

#### 第2 審査請求人の主張の要旨

##### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、対象文章の全文の開示を求めるものである。

##### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び口頭意見陳述によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 開示請求した地区以外の様式A、様式Bの他地区の部分を開示しても混乱を生じるとは考えられないから、開示されるべきである。
- (2) 様式1の施設建築物等価額の金額及び単価に関する部分については、浦和駅東口駅前再開発予算要望書の同部分が開示されたが、そのことによって法人の事業活動又は競争が阻害されたとは聞いていない。

非常に高価な市民ホールが建設されるため。多額の交付金が使われ、また公有地も使われているので公平、公正、適切に使われているか、開示、

公知されるべきと考える。公的な補助金が出た場合には、市民の税金や公金が使われているわけだから、これは当然公開されるべきものである。

### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

- 1 平成30年9月5日付けで、審査請求人より「大宮駅東口大門町2丁目中地区第一種市街地再開発事業国庫補助要望調書 平成30年6月版」について、行政情報開示請求書が提出された。
- 2 本件開示請求を受けて、大宮駅東口まちづくり事務所（以下「本件所管事務所」という。）にて、文書を特定するため、審査請求人に開示を求める文書の内容を確認し、平成30年6月18日作成の「大門2 平成31年度社会資本整備総合交付金等の事業量調査について」を請求された行政情報として特定した。平成30年9月19日付けで行政情報一部開示決定を行い、審査請求人に通知した。
- 3 本件開示請求に対して特定した上記文書は、大宮駅東口大門町2丁目中地区第一種市街地再開発事業（以下「本件再開発事業」という。）を行うにあたり、国土交通省に対して社会資本整備総合交付金の交付要望を行う際に、本件所管事務所が、取りまとめ課に対し報告を行うために起案した文書である。

この文書は、国から補助金をもらうために市が民間業者である市街地再開発組合（以下「再開発組合」という。）から提供された図面、計算書や金額に関することが記載されている資料を基に国が定める様式にデータを入力して作成し提出するものである。再開発組合から届いた書類をダイジェストにしたものを国土交通省に提出しているので、再開発組合が作成した書類に書かれていることが大部分を占めていることになる。

市は、市民会館部分を取得するという主体・組合員としての機能もあるが、本件事業を審査して補助金を支出するという役割があり、この補助金を支出するためには、再開発事業全体が執行されているかを審査することが市としての義務である。

- 4 市街地再開発事業（以下「再開発事業」という。）には、第一種と第二種の方式がある。

本件再開発事業は第一種であり、民間事業者である再開発組合が、土地の利用によって生み出される新たな床の処分などにより事業費を賄い、民間事業者が自分の権利を変換して取得する権利変換方式で行われる整備手法である。

他方、審査請求人が、開示請求した情報がすべて開示されたと主張する浦和駅東口駅前地区の再開発事業は第二種であり、市が一旦施行区域内の全ての土地建物等の権利を買い取り、公共事業費を投入して再開発事業を行った上で、民間に売却するという用地買収方式で行われる整備手法である。

すなわち市が主体となり市の予算が全ての部分に組み込まれて施行された事業であることから、施設建築物等価額の金額・単価についての情報が全て開示されたものである。

本件再開発事業においては、再開発事業における総事業費のうち、共同施設整備費、土地整備費、調査設計計画費（以下「補助対象事業費」という。）について国土交通省が三分の一、地方自治体が三分の一の割合で補助金の交付が行われている。また、市民会館を含む公益的施設部分に係る費用については市費と国費が充てられている。このことから、本件においては、公費が充てられている部分については、情報を開示したものである。

しかし、国からの補助金も市の予算も投入していない再開発組合の独自の資金で賄われている部分の施設建築物等価額の金額・単価部分については、再開発組合の情報であるため、法人の生産活動に関する情報であって、公開することにより、当該情報そのもの又は他の情報との照合により、容易に床取得に要する費用を把握できることから、事業活動が損なわれ、他社との競争における正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号に基づき不開示としたものである。

5 特定した行政情報のうち、「他地区に関する部分」については、同時に調査対象となっている他地区の回答作成過程の情報であり、所管課でない本件所管事務所がこれを開示することは、不確かな情報が開示され、不当に混乱を生じさせるおそれがあるため、条例第7条第4号により不開示部分としたものである。

6 審査請求人の「開示しても混乱を生じるとは考えられない。」との主張について

取りまとめ課から依頼された入力用ファイルには各地区の数値が入力されていたが、該当する大宮駅東口地区のみを当該年度の数値に置き換え入力した。他のまちづくり事務所が所管している地区の数値については、未確定の情報で確認が出来ないと判断した。他地区の情報は曖昧なところがあるので不開示にした。

7 審査請求人の「非常に高価な市民ホールが建設されるため。多額の交付金が使われ、また公有地も使われているので公平、公正、適切に使われているか、開示、公知されるべきと考える。」との主張について

不開示部分は、上記4のとおり、当該情報そのもの又は他の情報との照合

により保留床を取得する法人と再開発組合の間の契約金額が推測できる情報である。法人が他者といかなる金額で契約を締結するかは、通常は公にされない法人の生産活動に関する情報であり、これを開示することにより、法人の契約金額の前例となって今後の事業活動が損なわれ、正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号に該当すると判断し、不開示としたものである。

#### 第4 審査会の判断の理由

##### 1 本件審査請求について

実施機関は、本件対象行政情報として「大門2 平成31年度社会資本整備総合交付金等の事業量調査について」を特定し、他地区に関する部分は他地区の回答作成過程の情報であり、不当に混乱を生じさせるおそれがある情報であるため条例第7条第4号に、施設建築物等価額のうち、さいたま市を除く、金額・単価に関する部分は法人の生産活動に関する情報であって、公開することにより事業活動が損なわれ、正当な利益を害するおそれがある情報であるため条例第7条第3号に各該当するとして不開示とする一部開示決定を行った。

審査請求人は、本件処分の取消しと不開示部分の全部開示を求めて審査請求したものである。

##### 2 本件処分の当否について

###### (1) 他地区に関する部分について

様式A（H31社会資本整備総合交付金の執行予定内訳）、様式B（H31補助金概算要望調書）は、本件所管事務所フォルダーの入力用ファイルに、各まちづくり事務所（以下「事務所」という。）の欄に数字が記入された状態で取りまとめ課から依頼され、本件所管事務所は所管している地区の部分のみを当該年度の数値に置き換え入力したとのことである。フォルダー・入力用ファイルは事務所ごとに用意され、各事務所が所管している地区の部分の数値を入力することになっているので、本件所管事務所以外の地区の部分の数値は未確定の情報で確認が出来ないとのことである。

したがって、他地区に関する部分の情報を開示すると、他地区の事務所の該当部分の情報と相違するため、市民の間に無用な混乱を生じさせるおそれがあると考えられる。実施機関が、条例第7条第4号に該当するとして不開示とした判断は妥当である。

###### (2) 様式1の施設建築物等価額のうち、さいたま市を除く金額及び単価に関する部分について

審査請求人は、浦和駅東口駅前再開発事業においては施設建築物等価額の金額・単価の部分は全て開示されたが、法人の事業活動又は競争が阻害されたとは聞いていないと主張するが、本件再開発事業は再開発組合施行の権利変換方式で行われる第一種の再開発事業であるのに対して、浦和駅東口駅前再開発事業は市施行の用地買収方式で行われる第二種の再開発事業であるから、同列には論じられないと思料される。

実施機関は、当該部分について、法人の生産活動に関する情報であって、開示することにより事業活動が損なわれ、正当な利益を害するおそれがある情報であるため条例第7条第3号に該当するとして不開示とした。これに対し審査請求人は、多額の交付金が使われ、公有地も使われているので、当該部分も開示、公知されるべきと主張している。

本件再開発事業は、第一種再開発事業の方式を採用しており、総事業費のうち補助対象事業費について国土交通省が三分の一、地方自治体が三分の一の割合で補助金が交付されている。また、市民会館部分を含む公益的施設部分に係る費用は市費と国費が充てられており、それ以外の費用については、民間事業者である再開発組合の独自の資金で賄われているとのことである。そして、当該部分は、本件再開発事業における権利床若しくは保留床の金額及び単価に関する情報であり、補助金をもらうための資料として再開発組合から提供を受けた情報であり、もっぱら民間の資金によって賄われる部分に関する情報とのことである。

当該部分の情報が上記の内容であるとすれば、当該部分は法人等の営業・販売活動に関する情報であって、開示することにより事業活動が損なわれると認められるから、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの、ということができる。

よって、実施機関が当該部分を条例第7条第3号に該当するとして不開示とした判断は妥当である。

- 3 以上の次第であるから、当審査会は、前記第1の結論のとおり答申するものである。

## 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成31年 2月 6日	諮問の受理（諮問第531号）
②	同 年 2月21日	審議
③	同 年 3月28日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	同 年 4月18日	審査請求人からの意見聴取及び審議

⑤	令和元年 6月20日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑥	同年 9月19日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	吉 田 聰	弁護士

(五十音順)